

名古屋食品界

Nagoya Syokuhinkai

発行所

公益社団法人名古屋市食品衛生協会
名古屋市中区三の丸三丁目 1-1 TEL052(953)5901名古屋市食品国民健康保険組合
名古屋市中区栄四丁目 14 番 21 号
愛旅連ビル 4 階 TEL052(261)7661(代)
<https://meishoku-kokuho.or.jp>

食品衛生 全国大会

令和7年度「食品衛生全国大会（食品衛生功労者・食品衛生優良施設表彰式典）並びに食品衛生指導員全国大会」が10月15、16日に東京で開催されました。

大会初日の15日は、午前
に食品衛生センター講堂で
全国支部長会議が開催され
ました。午後からは、浅草
公会堂にて食品衛生指導員
全国大会が開催されまし
た。第一部では、全国の食
品衛生指導員、食協関係者
が出席し、全国ブロックの
代表による食品衛生指導員
体験発表が行われました。

第二部では、日本食品衛
生協会理事長表彰が行わ
れ、当協会から食品衛生指
導員1氏が受賞されまし
た。

翌16日には、日本橋の明

治座で、第一部の食品衛生
功労者・食品衛生優良施設
表彰式が開催され、当協会
からは、厚生労働大臣表彰
食品衛生功労者3氏、食品
衛生優良施設2施設、日本
食品衛生協会会長表彰食品
衛生功労者5氏、食品衛生
優良施設2施設が受賞され
ました。

表彰式、食品衛生指導員
全国大会とも盛大な大会で
した。

受賞者の皆様、誠におめ
でとございます。

おめでとございます

「当協会の受賞者と受賞施設
（順不同、敬称略）」

厚生労働大臣表彰

食品衛生功労者

南谷 孝昭（中村）

東崎 孝一（中川）

安藤 英弘（港）



安藤 英弘 氏



南谷 孝昭 氏

厚生労働大臣表彰

食品衛生優良施設

東京竹葉亭名古屋店（中村）

若雀（瑞穂）

日本食品衛生協会会長表彰

食品衛生功労者

中村 裕（千種）

日比野宏紀（東）

河村 道雄（西）

余語 眞行（中）

加藤 昇男（瑞穂）

日本食品衛生協会会長表彰

食品衛生優良施設

すし桂（中村）

カレーハウスCoCo壱番屋

中区伏見通店（中）

日本食品衛生協会理事長表彰

食品衛生指導員

西川 吉彦（守山）



名古屋市からのお知らせ

ノロウイルス食中毒に要注意！！



ノロウイルスによる食中毒は、例年、冬季に流行し、令和6年度では本市で発生した食中毒事件において、患者数と発生件数ともに第1位でした。

本市では、11月から2月を「ノロウイルスによる食中毒防止対策期間」と定め、事業者に対し重点的な監視指導の実施や、名古屋市食品衛生協会と連携した消費者等への啓発活動を行います。

また、市内でノロウイルスによる食中毒の発生が予想される場合には、「ノロウイルス食中毒注意報・警報」を発令して注意を呼び掛けます。

【ノロウイルス食中毒予防の4原則】

- ① **持ちこまない**＝調理する人の健康管理に注意！

嘔吐や下痢の症状がある場合は、調理を行わないようにしましょう。

- ② **つけない**＝正しい手洗いの徹底！！ 調理器具の洗浄・消毒！

調理前、トイレ後、盛り付け前などには、特に念入りに手を洗いましょう。

調理器具類は洗浄後、熱湯又は次亜塩素酸ナトリウムで消毒しましょう。

- ③ **加熱する**＝中心部まで十分加熱する！

食品は中心部まで十分に（二枚貝など汚染されているおそれのある食品は85～90℃で90秒間以上）加熱しましょう。

- ④ **ひろげない**＝定期的な消毒・清掃、汚物の適切な処理！

調理する場所、トイレ等は定期的に清掃・消毒しましょう。

嘔吐物などの汚物は適切に処理しましょう。



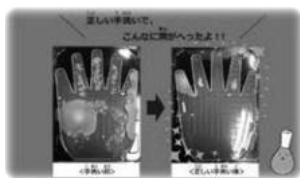
症状が無くてもノロウイルスに感染している場合があります。日頃から感染している可能性があることを意識して従業員全員が手洗いを徹底し、使い捨て手袋を適切に使用するなどしてノロウイルスによる食中毒を防ぎましょう。調理可能な量を超えての作業とならないようにし、取り扱う食品を変更した場合には衛生管理計画を見直しましょう。また、従業員が変わった場合には衛生管理計画の周知を図りましょう。

名古屋市保健所 食品衛生課 電話 052-972-2646

○動画は『まるはっちゃん〜ぶ』で公開中！

<https://www.city.nagoya.jp/dogakan/indexhtml>

〈正しい手の洗い方〉



視聴は
こちら



〈消毒液の作り方〉



視聴は
こちら



令和7年度

「食の安全・安心懇談会」を

開催しました

令和7年9月9日、名古屋市公館において、公益社団法人名古屋市食品衛生協会と名古屋市の共催で「食の安全・安心懇談会」を開催しました。

本年度は「身近で起こる食中毒を予防する」をテーマとし、名古屋市地域女性団体連絡協議会（女性会）から5名、食品衛生協会から5名、名古屋市から3名が出席し、意見交換を行いました。

開催にあたり、食品衛生協会会長より「当協会は昭和32年に設立され、食中毒の予防、賠償共済の普及などの活動を行ってきた。ノロウイルスやカンピロバクターなどの食中毒はいまだに撲滅できず、新たにアニサキスによる食中毒が増加している。今後とも情報の提供、十分な加熱や手洗い

などの衛生管理の基本の徹底に取り組んでいく。食の基本である安全を守り、消費者の皆様の信頼に応えることが一番大切だと考えている。今回の意見、情報を安全・安心な食品の提供に活かしたい。」と挨拶を行いました。

その後名古屋市から、最近の食中毒の発生状況や食中毒予防、保健センターにおける取り組みについて紹介がありました。

次に食品衛生協会から、消費者の方への食品衛生の啓発、協会会員への巡回指導を通じた自主衛生管理の推進、食品衛生の向上に関する講習会開催などの協会の取り組みを説明しました。続いて女性会から、アニサキスやサルモネラによる食中毒の予防、食品の表示を見る際の注意点やおせち

の製造などに関する質問があり、活発な意見交換を行いました。



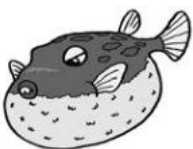
ふぐを取扱う営業者の皆様へ

- ふぐの美味しい季節が始まります。この季節を楽しむにしている消費者の方も多いことと思います。しかし、ふぐには強い毒があり、ふぐによる食中毒は、毎年全国で発生しており最悪の場合は死亡することもあります。（令和6年・食中毒10件発生、死者0名）令和5年には、神戸市の飲食店において、有害部位である肝臓の刺身を提供したことを原因とする、ふぐの食中毒事件が発生しました。
- ふぐを取扱う際は次のことに注意し、安全・安心なふぐの提供をお願いします。
- ① ふぐ処理師の資格のない方が、業としてふぐを処理してはいけません。
 - ② 未処理のふぐを仕入れる場合には保健センターへの届出が必要です。
 - ③ ふぐの処理をする営業者の方は、ふぐ処理施設の標札を店内のよく見える場所に掲示してください。
 - ④ 一般の消費者へ、未処理のふぐを販売してはい

けません。

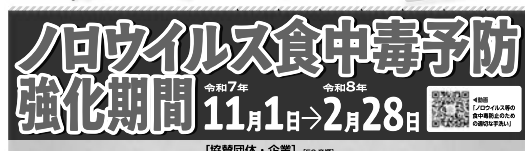
- ⑤ ふぐの種類鑑別を厳重に行い、種類の分からないふぐは処理しないようにしてください。
- ⑥ ふぐを販売する場合は、ふぐの種類や処理者氏名など必要事項を適正に表示してください。
- ⑦ ふぐは種類により可食部位が異なります。みがきふぐには、可食部位以外の部位が残っていないことを確認してください。なお、すべての種類のふぐで肝臓と卵巣は食べるできません。
- ⑧ 取り除いた有毒な部分は適切に処分してください。
- ⑨ ふぐの仕入れ・処理・販売をするときは、必要事項を記録し、保管してください。

名古屋市保健所食品衛生課
電話 052・972・2649



予
防
強
化
期
間

食中毒予防3原則のうち「つけない」が特に重要です。万が一、ノロウィ



◎当協会では、ノロウイルス食中毒予防のため、「基本はきっちり手洗い」PP加工のリーフレット（会員無料）を準備しています。詳細については支部又は本部事務局にお問合せください。

〔協賛団体・企業〕 〔50音順〕

50 音順]

[illegible]

〔主 催〕 公益社団法人日本食品衛生協会 都道府県市食品衛生協会

〔後 援〕 厚生労働省 文部科学省 農林水産省 消費者庁
全国保健所長会 全国食品衛生主管課長連絡協議会

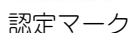
～HACCP（ハサップ）に取り組む事業者を

名古屋市が応援します！

このたび、HACCPに沿った衛生管理を推進し、消費者にもつとHACCPを知ってもらうため、令和7年10月1日から新しい自主管理認定制度を始めました。

H A C C Pに沿った衛生管理を推進するとともに、消費者にもっとH A C C Pを知ってもらうため、H A C C Pに取り組むことを宣言した事業者を認定し、H A C C Pの積極的な取組みを後押しします。

宣言が認定されると、認定マークを商品や店舗に表示、掲示することができます。さらに、認定事業者の情報は市公式ウェブサイトにて公表されます。



①HACCPを実施

②自己チェック

③宣言
(市が認定)

④認定マークを
掲示

⑤市ウェブサイト
へ掲載

⑥消費者へ
アピール

⑥事業者は④⑤を通じて、自社の取組み姿勢を消費者にアピールすることができます。

「マイナ保険証」

又は「資格確認書」で

医療機関等を

受診できます

「マイナ保険証」とは、健康保険証としての利用登録をした「マイナナンバーカード」のことをいいます。登録は、①医療機関や薬局にある顔認証付きカードリーダーのほか、②「マイナポータル」や③セブン銀行ATMで簡単にできます。

マイナ保険証を使うときは、そのカードを医療機関や薬局のカードリーダーに置き、顔認証又は暗証番号の入力で本人を確認します。

マイナ保険証を持つていない方は、従来の保険証と同じように使える「資格確認書」を窓口で提示して受診することになります。

国民健康保険 資格確認書	有効期限 令和12年7月31日 記号 番号 300999 (枝番)01
氏名 名食 太郎	性別 男
生年月日 昭和55年4月5日	
資格取得日 令和4年1月4日	
交付年月日 令和7年8月1日	
組合員氏名 名食 太郎	
住所 名古屋市中区栄4-14-21 愛旅連ビル4F	
保険者番号 233015	
保険者名称 名古屋市食品国民健康保険組合	
保険者住所 名古屋市中区栄四丁目14番21号 (電話番号) 愛旅連ビル4階 (052-261-7661)	

「資格情報のお知らせ」は、マイナ保険証を保有している方に、当組合から送付しています。

後発医薬品で

薬代の負担が軽くなる

医療機関で医師から処方される薬は、先発医薬品（新薬）と後発医薬品（ジェネリック医薬品）があります。

新薬には二〇二五年の特許期間があり、特許期間中はその薬を開発した製薬会社のみが製造・販売する権利を持っています。

しかし、特許期間が満了になると、他の製薬会社も同じ有効成分を配合した薬

を製造できるようになります。その際、開発コストがからないため、新薬と比べて安く製造することができず、これが後発医薬品（ジェネリック医薬品）です。

後発医薬品は、新薬と同じように、薬事法に基づいて厚生労働大臣の承認を受けた医薬品です。厳しい審査で、品質、有効性、安全性などが新薬と同等であることが確認されています。

また、なかにはより飲みやすくするための工夫を加えたものもあります。

薬を処方するのは医師ですが、患者は新薬よりも価格の安いジェネリック医薬品の使用を医師にお願いすることができます。

当食品国保の皆さんのジェネリック医薬品の最新の使用割合は、93・63%（令和7年7月調剤）です。

ジェネリック医薬品の使用割合を増やして、薬代の負担を軽くしましょう。

資格情報のお知らせ

(保険者名) 名古屋市食品国民健康保険組合
(保険者番号) 233015
(電話番号) 052-261-7661

組合員氏名: 名食 太郎 様

対象者氏名: 名食 太郎 様

住所: 名古屋市中区栄4-14-21
愛旅連ビル4F

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

被保険者記号番号	300999 (枝番) 01
氏名	名食 太郎
生年月日	昭和55年4月5日
資格取得年月日	令和4年1月4日
交付年月日	令和7年8月1日
負担割合 (70歳以上のみ記載)	
有効期限 (70歳以上のみ記載)	
有効期日 (70歳以上のみ記載)	

スマートフォンをお持ちの方は、以下のQRコードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンをお持ちでない方はこの文章を、マイナ保険証とともに医療機関などの受付で提示することで受診いただけます）。

右記を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)

30-270

資格情報の
お知らせ
氏名 名食 太郎
生年月日 昭和55年4月5日 性別 男
資格取得日 令和4年1月4日
交付年月日 令和7年8月1日
組合員氏名 名食 太郎
住所 名古屋市中区栄4-14-21
愛旅連ビル4F
電話番号 052-261-7661
保険者番号 233015
保険者名称 名古屋市食品国民健康保険組合
保険者住所 名古屋市中区栄四丁目14番21号
受診の際はマイナ保険証が有効であることを示す



「服薬情報のお知らせ」 を受け取った方に

組合員（被保険者）の皆さんの健康を守るために、当食品国保は、二カ月連続して、同じ効能・効果をもつお薬を二つ以上の医療機関から処方されている方に服薬情報のリーフレットを作成し、お送りしています。

複数の医療機関に受診し、薬を多く服薬している方は、薬の効能が重複し、健康を害するおそれもあります。健康を守るため、「お薬手帳」を活用して、服薬情報をまとめ、薬剤師さんへ相談してみよう。

① 病院や診療所、歯科医院、薬局に行く時は、「お薬手帳」を必ず持参しましょう！
・この手帳を見せれば、あなたの服薬状況を明確に伝えることができます。
災害などの緊急時にも役立ちます。

② お薬手帳は1冊にまとめましょう！
・複数の医療機関にか

かっている場合でも、お薬手帳は1冊1冊にまとめましょう。
・お薬手帳を忘れた時にもらえるお薬手帳シールは、忘れずにお薬手帳に貼りましょう。

③ あなたが使った薬の記録を残しましょう！
・飲み残している薬がある場合は、薬の名前や余っている数を記録しましょう。

・薬についての不安や疑問、薬の使用後に気になる症状がある場合も記録しましょう。
・市販薬、サプリメント、健康食品も記録しましょう。

④ かかりつけ薬局・薬剤師をつくりましょう！
・複数の医療機関で出された処方せんも、1カ所の「かかりつけ薬局」に持っていきましよう。
・「かかりつけ薬剤師」は、あなたの健康をサポートします。

健康家庭表彰

六四八世帯表彰

前年度より七五世帯増

組合では、一年間一度も健康保険を使わなかった健康な組合員世帯を毎年九月に表彰しています。

本年度の表彰該当者は、表彰日現在当組合に在籍する組合員で、令和六年四月一日から七年三月三十一日

までの一年間、組合員の世帯全員が保険診療を受けなかった組合員に対して行われました。

甲組合員（営業主世帯）は一一〇世帯、乙組合員（従業員世帯）は五三八世帯、合計六四八世帯の皆さんが表彰を受けられました。

んが表彰を受けられました。昨年度に比べ、甲組合員世帯で一七世帯増、乙組合員世帯で五八世帯増となり、合計で七五世帯の増となりました。

なお、表彰を受けられた組合員世帯の皆さんには、挨拶状を添え、松坂屋からカタログを配送いたしました。記念品は、そのカタログの中から、商品を選んでいただきました。

「処方箋」をチェックしましょう。

患者の意思でジェネリック医薬品を選べます。

現在の「処方箋」には、新薬からジェネリック医薬品への「変更不可」の欄が設けられています。

「変更不可」欄に、「×」又は「×」がなく、「保険医署名」欄に、薬を処方した医師の署名又は記名・押印がなければ、患者の意思でジェネリック医薬品を選ぶことができます。

ことができません。保険薬局の薬剤師に「ジェネリックでお願いします」と伝えましょう。

処方箋
(この処方箋は、どの保険薬局でも有効です。)

公費負担者番号		保険者番号	
公費負担医療の受給者番号		被保険者証・被保険者手帳の記号・番号	
氏名		保険医療機関の所在地及び名称	
生年月日		電話番号	
区分		保険医氏名	
被保険者		都道府県番号	
被扶養者		点数表番号	
交付年月日		処方箋の使用期間	
変更不可		特記記載のある場合を除き、交付の日を含めて3月以内に保険薬局に提出すること。	
備考		「変更不可」欄に「×」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。	
調剤済年月日		公費負担者番号	
保険薬局の所在地及び名称		公費負担医療の受給者番号	
保険薬剤師氏名			

百歳以上高齢者

前年より4644人増

◇百歳以上の高齢者は、9万9763人

百歳以上の高齢者数は、年々急速に増えていきます。厚生労働省の資料によれば、老人福祉法が制定された一九六三年（昭和三十八年）には全国で153人でしたが、八一年（同五十六年）には1千人を超え、九八年（平成一〇年）には1万人を超えました。二〇一二年（同二十四年）に5万人を超え、本年は9万9763人（前年は9万5119人で前年比+4644人）となりました。

男女別にみますと、女性の方が3826人増の8万7784人となり、全体の約88.0%を占め、男性は818人増の1万1979人となっています。したがって、女性と男性の7.33倍（前年は7.52倍でした。）の人が百歳以上になっています。（表①参照）。人口十万人当たり人数は、西日本で多い傾向が以前から続いており、今回も上位は中国地方以西

の各県が占めています。第一位は島根県の168・69人（前年同県で159・54人）で、二位は高知県の157・16（前年同県で154・20人）、三位は鳥取県の144・63人（前年鹿兒島県で130・73人）です。一方、最も少なかったのは、埼玉県の48・50人（前年同県で45・81人）、次いで愛知県で53・00人（前年同県で48・80人）、次いで、大阪府で55・44人（前年千葉県で52・60人）となっています。

日本国内の最高齢者は、女性では、奈良県大和郡山形在住の賀川滋子さん114歳、男性では、静岡県磐田市在住の水野清隆さん111歳でした。

◇今年度中に百歳になり表彰された高齢者は、5万2310人

百歳高齢者表彰の対象となる高齢者は、今年度中に百歳に到達し、又は到達見込みの方で「老人の日」（九月十五日）にご

存命の方です。

内閣総理大臣からお祝い状及び記念品（銀杯）を贈呈される高齢者は、九月一日現在で、5万2310人（前年度に比べ4422人増加）になると、厚生労働省は、九月十二日（金）に発表しました。

百歳で表彰対象となる高齢者は、女性が4万4346人（前年度比3446人増）、男性が7964人（前年度比976人増）で、女性が男性の約5.6倍（前年度約5.9倍）でした。

また、都道府県別では、東京の4380人が最多で、次いで神奈川県2874人、三位北海道2674人、四位大阪府2461人、五位福岡県2273人、六位兵庫県2236人、七位愛知県は2093人で七位でした。

*老人福祉法では、「国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促す」ため、九月十五日を「老人の日」と定めています。

表① 男女別百歳以上高齢者数の年次推移

年次	男	女	計	女性の割合	平均寿命	
					男	女
	人	人	人	%	年	年
平成 27年	7,840	53,728	61,568	87.3	80.79	87.05
28年	8,167	57,525	65,692	87.6	80.98	87.14
29年	8,192	59,579	67,771	87.9	81.09	87.26
30年	8,331	61,454	69,785	88.1	81.25	87.32
令和 元年	8,464	62,810	71,274	88.1	81.41	87.45
2年	9,475	70,975	80,450	88.2	81.64	87.74
3年	10,060	76,450	86,510	88.4	81.47	87.57
4年	10,365	80,161	90,526	88.6	81.05	87.09
5年	10,550	81,589	92,139	88.5	81.09	87.14
6年	11,161	83,958	95,119	88.3	81.09	87.13
7年	11,979	87,784	99,763	88.0	-	-

表1 制度別の概算医療費

(単位：兆円)

	総計	医療保険適用							公費
		75歳未満						75歳以上	
		被用者 保険	本人	家族	国民健 康保険	(再掲) 未就学者			
令和 2 年度	42.2 (100%)	23.5 (55.6%)	13.0 (30.8%)	7.3 (17.3%)	4.8 (11.4%)	10.5 (24.8%)	1.1 (2.7%)	16.6 (39.4%)	2.1 (5.1%)
令和 3 年度	44.2 (100%)	25.0 (56.5%)	14.1 (32.0%)	7.9 (17.9%)	5.2 (11.9%)	10.8 (24.5%)	1.3 (3.0%)	17.1 (38.6%)	2.2 (4.9%)
令和 4 年度	46.0 (100%)	25.8 (56.1%)	15.0 (32.7%)	8.4 (18.4%)	5.6 (12.2%)	10.7 (23.3%)	1.4 (3.1%)	18.0 (39.1%)	2.2 (4.8%)
令和 5 年度	47.3 (100%)	26.2 (55.4%)	15.7 (33.1%)	8.9 (18.8%)	5.8 (12.3%)	10.5 (22.2%)	1.5 (3.1%)	18.8 (39.8%)	2.3 (4.9%)
令和 6 年度	48.0 (100%)	26.1 (54.4%)	15.9 (33.1%)	9.2 (19.2%)	5.7 (11.9%)	10.2 (21.3%)	1.3 (2.8%)	19.6 (40.8%)	2.3 (4.9%)
②－①	0.70	▲0.11	0.21	0.31	▲0.09	▲0.31	0.11	0.77	0.04

表2 1人当たり医療費の推移

(単位：万円)

	総計	医療保険適用						
		75歳未満						75歳以上
		被用者 保険	本人	家族	国民健 康保険	(再掲) 未就学者		
令和2年度	33.5	21.9	16.7	16.2	15.5	35.8	18.1	92.0
令和3年度	35.2	23.5	18.2	17.4	17.2	37.9	22.1	93.9
令和4年度	36.8	24.5	19.4	18.4	18.8	38.9	24.5	95.7
令和5年度	38.0	25.2	20.2	19.1	19.9	40.0	26.1	96.5
令和6年度	38.8	25.4	20.5	19.5	20.0	40.5	25.1	97.4

令和6年度概算医療費

48・3兆円、過去最大を更新

前年度比1・5%の伸び

厚生労働省が八月二九日に発表した令和六年度(2024年度)の概算医療費の動向により、医療費総額は過去最大の48・0兆円となりました。高齢化などの影響で、前年度47・3兆円の医療費が、0・7兆円、1・5%増の48・0兆円となりました。これにより、10年連続で40

兆円を超えることとなりました。令和二年度(2020年度)は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う受診控えの影響で、医療費は前年度比3・2%減少しましたが、令和三年度は、前年度のコロナ禍での大幅減の影響により、4・7%も増加しています。概算医療費は、審査支

払機関が審査した医療保険の医療費と公費負担の医療費です。

▼制度別医療費の推移(表1)

わが国の医療費の総額48・0兆円の内訳をみると、①75歳未満は26・1兆円(全体の54・4%)、②75歳以上は19・6兆円(同40・8%)、③生活保護の医療扶助などの公費医療2・3兆円(同4・9%)となっています。75歳未満では、被用者保険(サラリーマンが加入する健康保険組合や協会けんぽ)が15・9兆円、国民健康保険(市町村国保や国保組合)が10・2兆円となつています。

▼一人当たり医療費の推移(表2)

「全体」では一年間で、38・8万円です。「75歳未満」は25・4万円。「75歳以上」は19・4万円、「75歳未満」の3・8倍の医療費となっています。「75歳未満」を医療保険適用別にみると、被用者保険20・5万円、国保40・5万円となっています。

の一人当たり医療費は、22・3万円(前年度23・0万円)です。

一人当たり医療費を前年度と比較すると、「全体」では0・8万円の増(表2の「総計」欄の「令和5年度」と「令和6年度」の差)となっています。「75歳未満」は0・2万円の増、「75歳以上」は0・9万円の増となっています。当食品国保の場合は、前年度比で、0・7万円の減となっています。

「業態組合長会」

12月3日(水)開催

恒例の業態組合長会は、左記のとおり、十二月三日(水)に、「名古屋市内地区業態組合」と「名古屋市外地区業態組合」と合同で、「名古屋ガーデンパレス(名古屋市中区錦三丁目)」で開催いたします。

◆業態組合長会
令和七年十二月三日(水)
午後二時三〇分から
名古屋ガーデンパレス
(名古屋市中区錦三丁目
一一一三)